

田原本町地域公共交通計画策定検討業務における質疑回答書

令和2年7月22日

質問番号	実施要領・仕様書該当頁等	質疑箇所	内 容	回 答
1	仕様書P2	5 委託業務の内容(4)地域公共交通計画の策定支援	公共交通に関する会議は出席及び資料作成を含みますか。また、公共交通に関する会議は何回開催予定でしょうか。	会議への出席は含みません。資料は当町が作成を予定しており、その作成の支援を想定しております。また、会議は、3回程度の開催を見込んでいます。
2	実施要領P2	3. 参加資格(7)過去5年間(平成27年4月1日～令和2年3月31日)に本業務と同種(公共交通網形成計画策定業務)又は類似業務の実績を有していること。	本業務と同種(公共交通網形成計画策定業務)又は類似業務とはどのような業務でしょうか。	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する地域公共交通計画や改正前の同法律で規定されていた地域公共交通網形成計画、またはこれらと同内容であり地方自治体が独自に作成した計画の策定業務です。
3	仕様書P2	5 委託業務の内容(4)地域公共交通計画の策定支援	公共交通に関する会議のメンバー構成及びスケジュールをご教示ください。	会議は、田原本町地域公共交通活性化協議会の開催を予定しており、メンバーは、町職員、交通関係者、地域団体等21名で構成されており、詳細は下記をご覧ください。 http://www.town.tawaramoto.nara.jp/material/files/group/41/R20401tikokoyomeibo.pdf また、スケジュールは、アンケート調査前(～10月)、アンケート等の分析調査・方針案作成後(11～12月)、計画案の作成(2月)の3回程度想定しております。提案いただく内容や進捗状況に応じ変更になる可能性があります。
4	仕様書P1	5 委託業務の内容(3)アンケート調査の実施の支援	アンケート調査については、アンケート項目及び調査票の作成支援及び配布・回収方法の提案は受託者の業務として行い、配布・回収とデータ入力・とりまとめまでは町で実施され、受託者はその結果の解析をするという理解でよいでしょうか。	お見込のとおりです。
5	仕様書P2	5 委託業務の内容(4)地域公共交通計画の策定支援	仕様書5―(4)に「公共交通に関する会議などの意見を踏まえ」とありますが、この会議とは、現行の「田原本町地域公共交通活性化協議会」を指すものか、別途の会議体を組織される予定なのか、確認させて下さい。 会議の議案作成や資料作成の支援は委託の範囲で行いますが、協議会は町により開催されるものと認識しており、本業務で会議資料の作成を行うことやすべての会議の出席については、予算の制約等から難しいと考えております。	交通に関する会議は、現行の田原本町地域公共交通活性化協議会を予定しています。お見込のとおり、資料等の作成支援が委託の範囲であり、協議会への出席等は求めておりません。町からは会議終了後、会議録等の提供を行うことを考えています。
6	仕様書全般	業務スケジュール	委託の範囲では、地域公共交通の原案を作成する必要があると認識しておりますが、これを「地域公共交通計画」とするためには、協議会の議論やパブリックコメントが必要になると考えています。今年度内は原案作成に注力するという認識でよろしいでしょうか。	今年度内に地域公共交通計画の策定を考えています。よって町で計画の策定に向け、並行して委託業務の途中経過をもって協議会の議論を実施していきます。パブリックコメントも必要ですので令和3年2月には原案の作成を考えています。
7	実施要領P6	10. 契約の締結	業務にあたり、それぞれ専門性を有する複数の企業・法人の共同体での実施は可能でしょうか？ ただし、この場合でも契約は代表企業が行い、業務全体のマネジメントを行う予定です。また、各企業・法人の会社概要の提出は行うものと考えています。	再委託については契約書に「再委託については発注者の承認を得れば可能とする。」旨の文言を入れる予定です。